

公益通報等の窓口

【公益通報等の窓口】

学校法人日本工業大学（以下「本法人」という。）は、「公益通報者保護法」に基づき、法令違反行為等の早期発見及び是正を図ることを目的とした、公益通報等に応じるコンプライアンス窓口を設けています。

【利用者の範囲】

本法人の教職員・本法人の指揮命令下にある派遣労働者・本法人と第三者との契約に基づいて本法人においてその業務を遂行する労働者（通報の日前 1 年以内に教職員、本法人の指揮命令下にある派遣労働者、本法人においてその業務を遂行する労働者を含みます。）及び役員の方からの通報及び相談を受け付けます。

【通報及び相談の内容】

法令若しくは本法人の諸規程に違反する行為またはそのおそれがある行為が現に生じ、または生じようとしている場合の通報及び相談を受け付けます。また、通報及び相談に伴う不利益な取扱いに関する相談も受け付けます。

(1) 通報及び相談窓口

学校法人日本工業大学 内部監査室

〒101-0051

東京都千代田区神田神保町 2-5（神田キャンパス）

TEL : 03-3511-7593

FAX : 03-3511-7597

MAIL : comp.scfo@nit.ac.jp（専用アドレス）

(2) 通報及び相談方法

- ①電子メール、電話、FAX、書面または面談の方法によって行うことができます。
- ②電話、面談による受付時間は、平日 9 時 30 分～16 時 30 分とさせていただきます。
- ③面談をご希望の場合は、事前にご連絡くださいますようお願いいたします。
- ④匿名でも通報及び相談に応じますが、調査の実施において対応できない場合があります。

【通報者の保護】

教職員等が公益通報等を行ったことを理由として、不利益な取扱い等を受けることはありません。